

# 「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

夫が職場不倫の末、出奔。  
今後のお金のことが心配です。

私は、大学を卒業後大企業に勤め、12年前、同僚の男性と結婚し、寿退社をしました。上の子は10歳、下は4歳です。5年くらい前から、夫は度々外泊するようになり、金遣いも荒いし、夫婦仲も悪くなっていました。妊娠しても子供が産まれても喜ばず、私も親に事情を話して、探偵に調査してもらったところ、案の定、部下の女性と深い仲になって、その女性のアパートに泊まっていると分かりました。

その事実を突き付けたら、謝るところか逆ギレして全く帰ってこなくなり、そういうするうちに会社を辞めたと言って、私たちも社宅から出て行かざるを得なくなりました。会社にいた頃は毎月あった20万円の振り込みがなくなり、困って2年前、婚姻費用分担の調停を起しました。

調停でまともならず先日ようやく審判が出たら、月10万円でした。そのお金も今後払ってくれるのかどうか。子供は親に預けてほそほと働き始めましたが、とにかく腹が立つし、またとても不安です。

離婚調停の際、財産分与や慰謝料を取れるようにしておきましょう。

それはなんとも、ひどいご主人に当たりましたね。女性ができて離婚というケースは珍しくはありませんが、そこまでひどい話は聞きません。それも、良い大学を出て大企業に勤めておられた方なのに。社内不倫は今のご時世ご法度なので、きっと会社は辞めさせられたのでしようね。

どんなに嫌でも、妻ときちんと向き合い、今後のことを話し合うべきなのは当然です。話し合いがうまくいかなければ弁護士に頼んで調停(↓裁判)ということはもちろんありますが、ただ逃げているだけのご主人は無責任にも程があると思います。

離婚事件はいくつも扱っていますが、普通は、離婚が成立するまで基準額に沿った婚姻費用は払うし、弁護士もそうさせます。そうしないと、離婚の際に不利になるからです。離婚成立後の養育費も、皆さん決まった額をきちんと支払っていて、払わないので強制執行をという依頼は、幸い一度もありません。審判が出た以上、今後毎月の



支払いはもちろん、申し立て提起後の未払い分総額も払わないといけないのですが、任意に払ってくれるかどうか。高額な給料だったので、預貯金はあるはずですが、任意に払ってくれないければ強制執行ですが、相手の口座を特定できたとしても、残高を引き上げられれば、執行しても空振りです。ご主人名義の不動産もないのですよね。となれば、実際問題としてやはり取れないままかもしれません。

離婚すれば養育費になって婚姻費用の半額程度になるので、こちらから離婚を請求すること

はないですが、相手はずっとこのままでいるのでしょうか。その女性に子供ができればやはり正式に結婚しなければならぬはずですが。離婚の調停を起してきたら、これまでの事情を洗いざらい話して、財産分与および慰謝料をきっちり取れるようにすべきですね。

さて、どんなに無責任な夫でも、子供さんにとってはかけがえのない父親です。今後ますます大変でしょうが、親御さんも支えてくれる様子、どうか気持ちをしつかり持って、乗り越えてもらえればと思います。